

## 新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」について

### ●濃厚接触者とは

「濃厚接触者」とは、患者の感染可能期間内（発症日の2日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間）に、接触した人のうち、以下に該当する人とされています。

- 1 患者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人
- 2 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人
- 3 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- 4 その他、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

「濃厚接触者」に該当するかどうかは、基本的に保健所が判断することになります。なお、同一世帯で感染者が発生した場合は、保健所が電話連絡を行わない場合においても「感染者の同居者は、基本的に濃厚接触者」となります。

### ●濃厚接触者になったら

- ・新型コロナウイルス感染症患者との最終接触日を0日として翌日から5日間は、外出の自粛（自宅待機）と健康観察をお願いいたします。
- ・検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策をお願いします。

### ●待機期間について

- ・濃厚接触者であって、新型コロナウイルス感染症患者の同居家族等（生活を共にする家族や同居者）の待機期間は、当該患者の発症日（無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策<sup>\*</sup>を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間となります。
- ・ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事承認のもの）を用いた検査（自費検査）で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しません。

※この感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しています。

- ・当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算します。  
また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します。

- ・なお、同居家族等の待機期間が終了した後も、当該患者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を実施してください。

#### ●健康観察期間の過ごし方

- ・健康観察期間は、患者と接触した最終日の翌日から7日間となりますが、その期間中は、朝夕2回体温を測定いただき、健康状態をご確認ください。この間、発熱や咳、喉の痛みなどの呼吸器症状、味覚や嗅覚の異常、だるさ、筋肉の痛みなどの症状が現れた場合は、事前に連絡のうえ、かかりつけ医等最寄りの医療機関を受診してください。かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・ワクチン相談センター(0570-052-092) (自動音声後、ナビダイヤル①番を押してください)に連絡してください(土日祝日を含む24時間対応)。
- ・手洗いをこまめにしていただき、不要不急の外出は避けてください。やむを得ず外出されるときはもちろん、同居の家族等がいる場合は、家の中でもマスクを着用してください。外出の際は、公共交通機関の利用は避け、なるべく短時間で帰宅されるようお願いいたします。
- ・同居者がいる場合は、家庭内で注意いただきたいこと8つのポイント(厚労省)も参照ください。